

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	株式会社近代設計（代表取締役 根本 顕）
	法人番号 7010001014264
住所	東京都千代田区鍛冶町1-9-16

2. 措置期間

令和 8 年 5 月 25 日 ~ 令和 8 年 8 月 24 日（3か月）

3. 事実概要

当該人は、令和5年7月31日に契約した相双建設事務所発注「設計業務委託（道整・再復）」（第23-41370-0222）において、令和7年1月6日の完成検査に合格し、発注者に成果物を納入した。

その後、横変位拘束構造の定着長にかかる設計に不備があることが判明した。

このため、発注者により契約不適合責任に基づき、令和8年4月3日に修補が請求された。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1 2（過失等による粗雑工事）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第1 2】

措置要件	期間
(過失等による粗雑工事) 2 県発注工事等の施工に当たり、故意又は過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（過失による場合でその契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町2-16
(電話) 024-521-7899